

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500392号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500131号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月22日の標準賞与額を14万3,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を9万7,000円、平成16年12月21日及び平成17年12月16日の標準賞与額を14万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日、平成16年7月20日、平成16年12月21日及び平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成15年12月22日、平成16年7月20日、平成16年12月21日及び平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年12月16日

A社から請求期間に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間①から④までの標準賞与額は、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が平成23年8月11日に提出され、オンライン記録によると、請求期間①は14万3,000円、請求期間②は9万7,000円、請求期間③及び④は14万3,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっている。

しかしながら、事業主から提出された「平成15年度冬期賞与資料」及び賞与支払日に関する事業所の社会保険担当者の陳述から、請求者は、請求期間①に14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、「平成 16 年度夏期賞与資料」、「平成 16 年度冬期賞与資料」、「平成 17 年度冬期賞与資料」で確認できる賞与額から、請求期間②は 9 万 7,000 円、請求期間③及び④は 14 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500343号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500130号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年3月

昭和41年8月1日からA社に勤務していたが、平成12年の秋ころからB社に出向した。給与及び賞与はA社から支給されていたが、平成17年4月20日付けで定年退職し、同年6月に支給されるはずの賞与を同年3月に支給された。賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、記録がないので、当該賞与を記録し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者は、平成17年4月20日付けで定年退職したため、同年6月支給予定の賞与については、同年4月28日に退職金と一緒に期間賞与として支給した。このため、平成17年3月に賞与は支給していない。期間賞与の支給は厚生年金保険の資格喪失(平成17年4月21日)後の支給であるため、期間賞与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社提出の退職金台帳では、退職金及び期間賞与を支給されていることは確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係る「預金共通異動および残高明細表」では、請求期間に係る賞与の振込は確認できず、平成17年4月28日に退職金及び期間賞与の振込が確認できる。

さらに、E企業年金基金は、「請求者の請求期間に係る賞与の届出はない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500397号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500132号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月28日から平成3年3月1日まで

平成3年2月末日までA社に勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の請求どおりの届出は行っていない上、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないと陳述している。

また、雇用保険の被保険者記録は、請求者が平成3年2月27日に離職した記録となっており、厚生年金保険のオンライン記録の資格喪失日と符合している。

さらに、A社の顧問社会保険労務士から提出された退社連絡票に、請求者の退社日が平成3年2月27日と記載されていることが確認できる。

加えて、複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。